

環境影響評価準備書の縦覧

石狩新港南発電所(仮称) ZED石狩発電設備より名称変更)に係る環境影響評価準備書の縦覧を行います。

※環境影響評価準備書とは、環境影響評価において事業者が調査・予測・評価を実施した結果を示し、環境保全に関する考え方を取りまとめた図書のこと

※準備書に対する環境保全の見地からの意見を提出できます
日時 3日(月)～3月5日(木)の平日9時～17時

※図書館は休館日除く

場所 環境保全課(市役所3階) 市民図書館(花川北7・1)

問合せ 京セラコミュニケーションシステム㈱ KCCS

カスタマーサポートセンター
 ☎0120・911・901

委員の募集

【共通事項】

申込方法 29日(土)までに申込書を郵送またはファクス・メール

※申込書は担当課、あい・ポード、市HPから入手可

申込先 〒061-3292 花川北6・1・30・2

※⑥のみ〒061-3216 花川北6・1・41・1

そのほか 報酬と交通費支給。託児先の紹介あり(費用は自己負担)

【①石狩浜海浜植物保護センター運営委員会委員】

石狩浜の自然環境保全と石狩浜海浜植物保護センターの事業運営を検討・審議します。

募集人数 2人

応募資格 市内在住または通勤・通学し、4月1日現在で満18歳以上の、平日昼間に年3回程度開催の会議に出席できる方

任期 4月1日～令和4年3月31日

申込・問合せ 石狩浜海浜植物保護センター(環境保全課)

☎72・3269 ☎75・2275

✉ihama@city.ishikari.hokkaido.jp

【②行政改革懇話会委員】

行政改革大綱・実施計画の策定や推進について審議します。

募集人数 4人

応募資格 市内在住または通勤・通学し、4月1日現在で満18歳以上の、平日昼間に年4回程度開催の会議に出席できる方

任期 4月1日～令和4年3月31日

申込・問合せ 情報政策課

☎72・3159 ☎75・2275

✉jyouthou@city.ishikari.hokkaido.jp

【③市民参加制度調査審議会委員】

市民参加手続の実施状況の評価およびルールや仕組みを検討します。

募集人数 5人

応募資格 市内在住または通勤・通学し、4月1日現在で満18歳以上の、平日夜間に年2回程度開催の会議に出席できる方

任期 4月1日～令和4年3月31日

申込・問合せ 企画課

☎72・3161 ☎74・5581

✉kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

【④総合戦略推進懇話会委員】

石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各施策の実施状況を検証・検討します。

募集人数 1人

応募資格 市内在住または通勤・通学し、4月1日現在で満18歳以上の、平日昼間に年4回程度開催の会議に出席できる方

任期 4月1日～令和4年3月30日

申込・問合せ 企画課

☎72・3161 ☎74・5581

✉kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

【⑤社会福祉審議会委員】

社会福祉に関する計画や関連事項を審議します。

募集人数 2人

応募資格 市内在住または通勤・通学し、4月1日現在で満18歳以上の、平日夜間に年2回程度開催の会議に出席できる方

任期 4月1日～令和4年3月31日

申込・問合せ 企画課

☎72・3161 ☎74・5581

✉kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

所得税・住民税の申告日程

令和元年分の収入に関する申告を受け付けています。対象者・必要書類など、詳しくは広報いしかり1月号を確認の上、申告してください。

税務署での確定申告

期間中は駐車場が大変混雑するため、公共交通機関をご利用ください。

☎ 17(月)～3/16(月) 9時～16時(平日のみ)
 ※24、3/1に限り振休・日曜も受け付けます
 所 札幌北税務署(札幌市北区北31西7・3・1)
 ☎011・707・5111(代表)

市主催の申告受付

受付できる収入(下記に該当する方を除く)
 給与・年金収入、一時所得のみ

受付できない方(税務署で申告してください)

- ①源泉徴収票のない給与収入がある方
- ②営業や請負などの事業収入のある方
- ③不動産収入のある方
- ④報酬のある方
- ⑤土地、株などの譲渡所得のある方
- ⑥初年度の住宅借入金等特別控除を受ける方

出張受付期間	受付日	場所	受付時間	番号札配布時間
3(月)		親船会館 (親船町60・7)	午前の部 9時45分～11時30分	9時15分
			午後の部 13時～16時	11時30分
4(火)		八幡コミセン (八幡2・332)	午前の部 9時45分～11時30分	9時15分
			午後の部 13時～16時	11時30分
5(水)～7(金)		花川南コミセン (花川南6・5)	午前の部 9時20分～11時30分	9時
			午後の部 13時～16時	11時30分
10(月)～3/16(月) ※平日のみ		市役所1階ロビー (花川北6・1)	午前の部 9時～11時30分	8時30分
			午後の部 13時～16時	11時30分

※1/29(水)～2/7(金)は、市役所1階ロビーでの受け付けはできません。また、出張受付では令和元年分のみ申告となります

※17(月)～3/16(月)は、厚田・浜益支所でも申告を受け付けます(平日のみ)

☎ 税務課市民税担当 ☎72・3119

市の相談窓口

人権相談

18(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで)
りんくる
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

20(木) 13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

5(水)・19(水) 13時30分～15時30分
※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

4(火)・18(火) 10時～15時 市役所1階
20(木) 10時～15時 花川南コミセン
25(火) 13時～16時 市役所1階
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談

平日 9時～16時 子ども相談センター ☎72・3195

住民よろず相談

木曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる101会議室 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
浜益支所住民相談室 ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休みを除く)
月・水・金曜 10時～16時(受付15時30分まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援センター ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
花川南・花川・樽川地区 ☎73・2221
上記以外の石狩地区 ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生 ☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
相談室セジュール・まるしえ ☎77・5763

労働相談所 ※要申込

平日 10時～16時
連合北海道石狩地区連合
いしかり労働相談センター ☎60・4704

遺言・相続、許認可申請、その他無料相談

26(水) 13時～15時 花川南コミセン
池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約も可)

勤・通学し、4月1日現在で満18歳以上の、平日に年3回程度開催の会議に出席できる方
任期 4月1日～令和4年3月31日
申込・問合せ 福祉総務課
☎72・3152 ㊟72・3189
✉founnu@city.ishikari.hokkai.do.jp
【◎障がい者福祉計画策定委員会委員】
障がいのある方の権利擁護と暮らしやすいまちづくりのための計画を検討します。
募集人数 2人
応募資格 市内在住または通勤・通学し、4月1日現在で満18歳以上の、平日昼間に年4回程度開催の会議に出席できる方
任期 4月1日～令和4年3月31日

申込・問合せ 障がい福祉課
☎72・3194 ㊟75・2270
✉syougais@city.ishikari.hokkaido.jp
【農業委員会委員(非常勤特別職の職員)】
農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行します。
募集人数 18人
業務内容 総会(月1回)、協議会・現地調査(適宜)、パトロール(8月ごろ)など
報酬 月額3万6千円
応募資格 ○市内に住民登録を有すること
(住民登録を有しないが市内で農業経営を行う方、市内の

農業事情に詳しい方含む)
○市職員や市が設置するほかの付属機関の委員ではないこと
○法に規定された欠格事項に該当しないこと
任期 7月20日～令和5年7月19日
申込方法 推薦書・申込書を28日(金)までに提出※推薦書・申込書は農業委員会事務局(市役所3階)、あい・ボード、市HPで入手可
申込・問合せ 農業委員会事務局
☎72・3147 ㊟72・3540
✉nougyoui@city.ishikari.hokkaido.jp



暮らしの知っ得情報

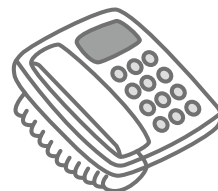
「固定電話が使えなくなる」という電話にご注意!

大手電話会社の代理店を名乗り「もうすぐアナログ回線が廃止される」「今の電話は使えなくなる」「光回線に切り替えれば、料金が安くなり、今なら工事代金はキャッシュバックする」などと言われ、光回線の契約をしたが、料金が高額になった、という相談が寄せられています。

NTT東日本では2024年以降に固定電話のIP網(インターネット技術を活用した通信網)への移行と、社内設備の切り替えを予定していますが、お使いの電話や番号は、そのまま使うことができます。手続きや工事も必要ありません。

「アナログ回線や固定電話が使えなくなる」というセールストークで、光回線への切り替えを勧誘する事業者にご注意しましょう。

不審に思ったらその場で承諾せず、お早めに消費生活センターにご相談ください。



石狩市消費生活センター
☎75・2282